

大阪市立総合医療センター入院セット (病衣・タオル・紙オムツ・日用品レンタル等) 運営事業に関する仕様書

1 件名

大阪市立総合医療センター入院セット（病衣・タオル・紙オムツ・日用品レンタル等）運営事業

2 目的

本事業は、大阪市立総合医療センター入院セット（病衣・タオル・紙オムツ・日用品レンタル等）運営事業者（以下「事業者」という。）が、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「機構」という。）から、地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産賃貸借契約書に基づき、固定資産（病院建物の一部）を借り受けて実施する入院セット運営事業について担うものである。

3 施設概要

施設名：地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター

運営場所：大阪市立総合医療センター内

所在地：大阪市都島区都島本通2丁目13番22号

4 事業形態

(1) 営業日及び営業時間

営業時間については、平日10時～17時の時間帯は、最低限必ず営業すること。

※土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は実施を要しない。但し、12月29日～1月3日の期間及びゴールデンウィーク期間等の長期休暇期間の回収業務については、別途機構と協議のうえ対応すること。

(2) 契約形態

事業者は、機構において建物の一部を有償で使用し、協議の上運営に必要な設備整備等を行い、事業者とレンタル等を希望する者（以下「利用者」という。）との個別契約に基づき、本事業を実施する。なお、契約については、事業者と利用者との契約とし機構は関与しない。

「実施日・時間帯」に定める実施日・時間帯以外に緊急入院等があった場合、保管棚に収納されている病衣・タオル類を利用者に貸し出す行為及び紙オムツの配布のみ機構職員が行う。この場合においても、料金請求・徴収等は事業者の責任において行うこと。

(3) 賃貸借期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

（賃貸借期間終了日の6か月前までに、機構、事業者のいずれからも期間の更新をしない旨の書面による申し出がないときは、1年間自動的に契約を更新するものとし、賃貸借期間については、最長で令和10年3月31日まで延長できるものとする。）

(4) 賃貸借料

事業者の月額売上金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)に対する、事業者側が提案する賃料割合の金額とする。ただし、55,498 円を最低保証月額賃貸借料(消費税及び地方消費税の額を含む。)とし、算定月額賃貸借料が最低保証月額賃貸借料を下回る場合は、事業者は最低保証月額賃貸借料を機構に納入する。また、契約期間中に、消費税率の改定やその他関係税制の変更、新設等があった場合には、賃貸借料の見直しを行う場合がある。

5 入院セット構成品目

(1) 入院セットのプランについて、高度急性期病院として相応しい、利用者の利便性を最大限考慮したプランを複数設定すること。但し、設定するプランのアイテムとして、病衣・タオル・紙オムツについては最低限採用すること。なお、病衣については浴衣・甚平・パジャマ・ズボン・介護寝巻き・マタニティウェア・術後衣など利用者の要望に合わせ、多様なタイプを用意し、色・柄・形状・生地など良質な商品を採用すること。使用目安としては利用者が選択された1種類の病衣について、最低週5枚の使用を想定すること。また、病衣については原則成人用を対象とし、小児用は対象外とする。但し、事業者から小児用を取り扱いたい旨の申し出があれば、機構と相談のうえ成人用と同一料金であることを条件として取り扱いを認める。また、タオルについても、バスタオルとフェイスタオルを採用し、利用者の使用感の高い良質なタオルを採用すること。

紙オムツについては、成人用、小児用、新生児用と幅広い年齢の利用者に対応できる商品を準備すること。具体的には、成人については、リハビリパンツ(アウター)・テープ止めタイプ(アウター)(使用目安はいずれかを1日1枚以上)と尿取りパッド(インナー・夜間用)(使用目安は1日3枚以上)パッド(インナー・夜間用)(使用目安は1日1枚以上)、おしりふき(大判タイプ)を最低限採用すること。

小児用については、テープ止め紙オムツSサイズ(体重目安4～8kg用)、テープ止め紙オムツMサイズ(体重目安6～11kg用)、パンツ型紙オムツLサイズ(体重目安9～14kg用)、パンツ型紙オムツBIGサイズ(体重目安12kg～20kg用)、パンツ型紙オムツスーパーBIGサイズ(体重目安15～35kg用)(使用目安は1日6枚以上)、おしりふき(水に流れないタイプ)を最低限採用すること。

新生児用については、テープ止め紙オムツ(体重目安1,000～1,500g用)、テープ止め紙オムツ(新生児お誕生～3,000g用)、テープ止め紙オムツ(新生児お誕生～5,000g用)(使用目安は1日14枚以上)、おしりふき(水に流れないタイプ)を最低限採用すること。

但し、成人用・小児用・新生児用のいずれについても、使用量はあくまで目安であり、実際の運用によっては増減することがある。

さらに、入院セットのプラン利用者については、必要に応じてサービス品を提供すること。但し、サービス品については、箸(使い捨てタイプ)・スプーン(使い捨てタイプ)は、最低限必ず採用すること。

なお、入院セットの各プランの内訳とサービス品については、運用開始前に最終的に機

構の承諾を得た上で、運用を開始すること。さらに、入院セットの各プラン、サービス品及びその利用料金については、契約後も機構と事業者の協議により変更できるものとする。

6 料金設定、契約及び請求

(1) 各プランの料金については、個別に日額を設定すること。

なお、各プランの料金については事業者側が提案する金額設定とする。但し、患者サービスの側面も加味したうえで、利用者への負担を十分に考慮した料金設定とすること。また、社会状況等の変化により料金等の改定が必要な場合は、機構と協議の上、料金等の改定を実施すること。

(2) 利用に際しては、利用者と事業者が契約を行い、利用終了後もしくは月単位等にて、利用者に対して直接事業者が利用料金を請求すること。なお、入院費用との混同を避けるため、病院窓口による利用料金の徴収は実施しない。

(3) 利用料金の請求に関しては、入院セットの利用終了後又は利用月毎に別途請求書及び払込取扱書を契約者に送付し徴収すること。

7 受付窓口の設置

(1) 機構と相談のうえ利用案内、申込受付、クレーム対応等に対応するための受付窓口（ブース）を設置し、従業員を常駐させること。

(2) 受付窓口の設置に必要な机・椅子、パーテーション等の備品・消耗品類は、事業者において準備すること。

(3) 受付窓口については、常に整理整頓に努め、利用者が利用し易い空間を保つこと。

8 入院セットの配布及び回収

(1) 洗濯済病衣等及び紙オムツは、事業者が病室において、利用者へ直接配布すること。ただし、初回利用時に限り受付窓口での配布も可能とする。

(2) 病衣等の運搬に必要な器具等は、事業者において準備するものとする。なお、使用器具等の規格については機構の承認を得るものとする。また、運搬時に使用する院内エレベーターについては、機構の指定するエレベーターを使用すること。

(3) 洗濯を要する病衣等は、各病棟の機構が指定する場所に回収BOXを設置し、回収BOXに滞納することなく、定期的な回収に努めること。また、トラックによる衣類の納品回収等については最低週3回以上を行い、「厚生省健康政策局指導課長通知 平成5年2月15日指第14号」で定める衛生基準を順守し、病院内に不潔溜まりを発生させることのないよう適正に処理すること。

(4) 入院セットの配布及び回収については、原則事業者で完結すること。また、配布方法及び回収方法について、各病棟師長等の機構職員から特に指示があった場合は、その指示に従うこと。

9 制服又は作業服の着用

従業員は事業者が指定する制服又は作業服を着用することとし、院内では会社名と従業員名、写真が記された名札を常に着用すること。

10 その他

(1) 契約締結後、本仕様書に定めのないものや疑義が生じたときは、必要に応じて事業者は機構と協議の上、機構の指示に従うこと。

(2) 大阪市立総合医療センター（敷地を含む。）内は終日禁煙のため、従事者に徹底するとともに、事務室・倉庫内も全面禁煙とすること。

(3) 事業者及び従事者は、院内で知り得た患者等の情報を第三者に漏らしてはならない。